

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
会議名 (審議会等名)	平成30年度 第2回 嬉野市下水道審議会		
開催日時	平成30年10月23日(火) 10:00～11:00		
開催場所	嬉野市役所 嬉野庁舎 3-1会議室		
傍聴の可否	○可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	小笠原康人委員、小森常幸委員、藤田達美委員、一ノ瀬良昭委員、松本泰宏委員、田島昭英委員、宮崎厚志委員、森俊彦委員、諸井愛子委員、中島美佐子委員	
	事務局	産業建設部長、環境下水道課長、環境下水道課副課長、環境下水道課主任、環境下水道課主査、環境下水道課主事	
	その他		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議レジュメ 諮問、料金比較検討説明資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議 題	下水道使用料金の改定について		
内 容	下水道使用料金体系の改定案の説明		
審議経過	委員	人数と件数と金額が書かれている表がわかりにくいので、もう少し説明をしてほしい。	
	事務局	平成30年3月のデータを作成している。従量制調定額は、水道使用料をもとに公共下水道料金と同じように積算している。	
	委員	人員制調定額は今までの農業集落排水の金額になっている。	
	事務局	激変緩和措置については、50m ³ を超える部分について減額するのか。	
	事務局	はい。50m ³ を超える部分について、超過使用料を1年目は2割負担、2年目は4割負担、3年目は6割負担していただくように考えている。	
	委員	激変緩和措置は事業所だけか。	
	事務局	一般家庭では基本的に50m ³ を超えることが少ないため、事業所の適用を考えている。	
	委員	地下水のみの使用者については、下水道使用量は、一人当たり6m ³ で積算となっているが、家庭によっては7m ³ 、8m ³ 使うところがあるのではないか。	
	事務局	近隣の自治体でも一人当たり6m ³ と設定しているところが多い。家庭によって水道使用量は異なるが、平均すると6m ³ ぐらいになる。	
	委員	公共下水道でも地下水のみの場合は6m ³ としている。農業集落排水でも、同じように6m ³ に統一したいのではないか。	
	事務局	はい。	
	委員	例えば8m ³ に設定した場合はどうなるか。実際にモデル家庭の水量で積算してはどうか。	
	事務局	実際に上水道のみの家庭は水量により計算している。地下水のみの家庭は6m ³ で計算しているので、8m ³ で再計算したいと思う。	
委員	農業集落排水で雑排水のみの家庭では基本料金は700円だが従量制に変わったら同じ料金になるのか。		

事務局 委員		<p>そのような家庭は、何世帯があるが、同じ料金になる。 地下水のみの家庭はどのくらいあるのか。</p>
事務局 委員		<p>地下水のみの家庭は8件である。 4月に料金改定をして、10月には消費税が増税となるが、2回改定することになるのか。</p>
事務局 委員		<p>外税としているため改定の必要はない。 地下水を使用している家庭の水量は把握できているか。</p>
事務局 委員		<p>市営浄化槽事業で地下水を利用している家庭はメーターを設置している ので、水量はわかると思う。</p>
事務局 委員		<p>そのあたりのデータを次回の審議会で教えていただきたい。</p>
事務局		<p>公共下水道区域の見直しについて下水道審議会で答申をいただいた後、都市計画審議会に諮り、平成30年9月14日に公共下水道区域を変更した。区域としては、湯野田、下不動、中不動、下岩屋1区、下岩屋2区、上岩屋、今寺、三坂、式浪、内野内野山が市営浄化槽区域に転換された。</p>